

平成27年12月
公共施設再配置推進課作成

「小規模地域施設の無償譲渡の方針」を定めることについて

秦野市公共施設再配置計画

公共施設の床面積を2050年までに31.3%削減する。



小規模地域施設…「老人いきいの家」「児童館」

地域に根付き、地域と密接な関係を築いてきた施設であり、施設の廃止や複合化・集約を進めることは、特に超高齢社会下において利便性を損なう。



シンボル事業③ 小規模地域施設の移譲と開放

メリット1

地域による独立した運営により、地域の実情に合わせた、独自性のある運営が可能。

メリット2

自治会館を開放型にすることにより、公の施設で行われていた活動を行うことができ、超高齢社会下における身近な場所で、公の施設の機能補完ができる。



小規模地域施設の無償譲渡

再配置計画の推進を図るとともに、地域による、地域のための公共的機能を維持することを目的とした施設の移譲にあたっては、建物を無償譲渡とすることで、自治会等受入れ団体の負担の軽減を図る。

1 無償譲渡の方針に関する主な特徴

譲渡の相手方

- ・認可地縁団体（自治会）
- ・NPO法人を含む公益法人等

建物の使用目的

- ・自治会館として使用する及び従前の設置目的の全部及び一部を継承し、又は、公益事業を実施するもの。

使用目的の機能の維持について

- ・原則最低5年間を使用目的である公の機能を維持すべき期間とする。（5年を超えて建物の償却期間が存する場合はその期間）

運営の試行について

- ・【児童館】移譲前に、受入れ先による施設運営を試行し検証を行う。
- ・【老人いこいの家】指定管理者の実績を踏まえ、試行はなし。

土地の取扱いについて

- ・土地は、原則として市有地の場合は無償貸付とする。ただし、貸付地全体の方針が変更された場合は、それにならうものとする。
- ・過去に小規模地域施設等の建設を目的として寄付を受けた土地については、財産管理所管課との協議の上、無償譲渡とする。
- ・私有地の場合は、この限りでない。

2 移譲にあたっての課題等

児童館（機能）のあり方について

- ・市が、児童厚生員の設置や派遣を実施することも含め、機能を補完させるための支援や手法を確立していくことが必要。

土地の所有権について

- ・私有地を賃借している場合、地主の意向を確認する必要がある。

認可地縁団体と収益事業（管理運営費の捻出）

- ・認可地縁団体（自治会）においても、使用料の徴収等があった場合、収益事業とみなされれば、その所得に対して課税されるので、財源の検討が必要。

3 現在と今後の動き

方針を定め、受入れ先が整い次第、無償譲渡に関する議案を提出予定

分類	施設名	受入先（交渉先）	地縁認可団体	土地所有
老人いこいの家	すずはり荘	鈴張自治会	済	秦野市(売買)
老人いこいの家	ほりかわ荘	堀川連合自治会	検討中	秦野市(寄付)
児童館	千村児童館	千村連合自治会	済	千村連合自治会
児童館	沼代児童館	沼代連合自治会	申請予定	秦野市(個人寄付)

シンボル事業③「小規模地域施設の移譲と開放」に係る仕分けフロー

